

人権擁護委員の推薦について

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

平成26年2月18日提出
霧島市長 前田 終 止

記

氏 名 いざいく まなぶ
居細工 學

（提案理由）

人権擁護委員のいざいくまなぶ居細工學氏の任期が平成26年6月30日で満了となるため、引き続き同氏を推薦しようとするものである。